

令和4年 春季火災予防運動

おうち時間 家族で点検 火の始末

火災が発生しやすい時季を迎えています。火災発生の防止、高齢者等を中心とする死者の発生の減少、財産の損失を防ぐことを目的に、令和4年3月1日～7日の間を春季火災予防運動週間とし、消防本部では火災予防の啓発活動を実施します。

設置しましたか？住宅用火災警報器

まさか！の火事、住宅用火災警報器で助かる命があります。火事は決して他人事ではなく、どの家庭でも起こりうることです。石垣市でも、住宅用火災警報器のおかげで事なきを得た事例があります。設置10年を目途に取り換え、電池の交代が必要です。

設置義務です 住宅用火災警報器



田・畑で火入れを行う農業従事者の皆様

※いかなる場合であっても、無断で火入れすることは禁止されています。

・山すそ1km以内で火入れを行う方は、市役所農政経済課に「火入れ許可申請」を行ってください。(☎ 0980-82-1307)

・山すそ1km以外で火入れを行う方は、消防本部へ「火災と紛らわしい行為の届出」を行ってください。(☎ 0980-82-0119)

命を守る 住宅用火災警報器

10年経ったら
交換を!



市内すべての住宅に警報器の設置が義務付け(平成23年)られてから、令和3年6月で10年を迎えました。

※住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

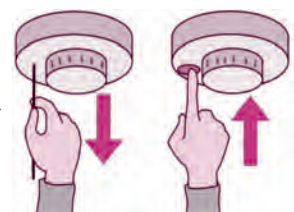
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



問合せ：石垣市消防本部 予防課 ☎ 0980-82-4047